

# 供給条件等説明書

平成 30 年 2 月 1 日実施  
株式会社スマートパワーサービス

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは電気需給取次約款をご確認願います。

## 1. ご契約について

- (1)申込方法  
当社指定の申込書により申込をしていただきます。
- (2)契約期間  
本契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日まで。終了の申出又は変更がない場合は自動更新。
- (3)供給開始予定日
  - ①お引っ越しの場合(新たに電力供給を受ける場合)  
申込時に申出のご使用開始希望日、又は、別途当社とお客さまとの間で協議した日。
  - ②他社からの切替えの場合  
申込をされてから最初の検針日。但し、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などは、次回の検針日となる場合もあります。
- (4)契約電力・契約電流・契約容量  
申込時に申出の契約電力、契約電流または契約容量とし、電気需給約款の定めに従い当社とお客さまとの協議によって決定されます。
- (5)供給電圧・周波数  
送配電事業者にお客さまの供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。  
供給電圧:100V、200V 又は 100V および 200V  
周波数は、お客さまのお住まいの区域ごとに以下のとおりとなります。  
周波数:  
(東京電力パワーグリッド管内)  
50Hz (ただし、群馬県の一部は 60Hz)
- (6)電気料金  
電気料金は、「基本料金+電力量料金+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金」といたします。基本料金および電力量料金は、お客さまが申込時に申出の料金メニューとなります。各メニューの料金単価は、電気需給約款別紙をご参照下さい。

- (7)使用電力量の計量方法、料金の算定期間  
使用電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日まで(ただし、東京電力パワーグリッド株式会社管内のお客さまは前月の計量日から当月の計量日の前日まで)。なお、①電気の供給を開始した月、②電気需給契約を終了した月、③契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、基本料金を日割計算いたします。
- (8)料金の支払い方法  
口座振替・クレジットカード支払い等での支払いのうち当社が指定する方法によります。但し、初回のお支払いや工事費等一般送配電事業者から丸紅新電力株式会社が請求を受け、当社がお客さまに請求する費用等は当社所定の払込票によりお支払いいただくことがあります。  
料金が支払期日までに支払われない場合には、1日あたり0.0274%の延滞利息を申し受けます。

## 2. 契約の変更または解約・解除

- (1)お客さまからの申出による契約の変更または解約  
契約の変更、解約を希望される場合は速やかに当社に申込をしていただきます。
- (2)当社からの申出による契約の変更または解除  
お客さまが以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は15日前までに書面で通知した上で、本契約を解除することがあります。なお、当社からの変更は、4.(2)をご参照ください。
  - ①電気料金(他の電気需給契約に基づく電気料金も含まれます。)を支払期日をさらに20日経過して、なお支払われないとき。
  - ②電気料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他本契約から生じる金銭債務)を支払われないとき。
  - ③差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなしたとき、又は滞納処分を受けたとき。
  - ④一般送配電事業者によって電気の供給を停止され、期日までに供給停止の理由となった事実を解消されないとき。
  - ⑤その他電気需給約款に違反したとき。
- (3)お客さまが、契約電力・契約容量を新たに設定し又は増加された日以降1年に満たないで、契約を解約し又は契約電力・契約容量を減少しようとする場合、当社は、丸紅新電力株式会社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき請求された料金・工事費の精算額をお客さまから申し受ける場合があります。

## 3. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

- お客さまにおかれては、例えば以下の事項等につきお守りいただく必要がございます。詳細は、(1)については電気需給約款第17条、(2)については第7条第1項および第14条をご参照下さい。

- (1)電気の供給開始に当たってまたはお客さまの都合による契約電力等の変更などのお客さまの都合に基づく事情により、丸紅新電力株式会社が必要な設備を施設した場合または一般送配電事業者から設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合は、お客さまにその費用を負担していただくことがあります。
- (2)電気の供給に伴う設備の施設場所のご提供、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の立入業務などにご協力いただくことがあります。

#### 4. 契約に関わる注意事項

- (1)電気の供給者  
当社は、丸紅新電力株式会社からの委託を受けて、本契約の締結の取次ぎを行うものです。供給する電気は丸紅新電力株式会社が供給するものであって、当社が供給するものではありません。
- (2)取次委託契約終了後の契約の相手方の変更  
当社と丸紅新電力との取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、ただちに、供給契約に関するお客さまの契約の相手方が当社から丸紅新電力に変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに書面により通知するものとし、この変更が生じた後、丸紅新電力は、遅滞なくその旨をお客さまに書面により通知するものとし、なお、変更後の供給条件は、変更前の供給条件と同等といたします。
- (3)電気需給約款の変更  
当社が必要と判断した場合は電気需給約款を変更することがあります。その場合、当社は、あらかじめ変更後の内容及びその効力発生時期を当社のインターネットのウェブサイト上に掲載する方法、電子メールを送信する方法その他の当社が適切と考える方法により周知します。また、料金単価の変更を伴う場合、当社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日を書面またはインターネットの利用その他の方法でお客さまに通知します。なお、新たな料金単価をご承諾いただけない場合、お客さまは電気需給約款に定める手続きに従い、電気需給契約を解約することができます。
- (4)セット販売  
当社は、当社のセット販売の提供を受けているお客さまが当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取り扱いをすることはございません。セット販売に関しては、当社の特約事項をご参照下さい。
- (5)切替前の供給契約  
当社と新たに契約される場合、以前にご利用されていた小売電気事業者(以下、「旧事業者」といいます。)より違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との間にご利用されたサービス(特典及びポイントサービス)等について、当社へのお申込による供給事業者の変更を以て失効又はご利用停止となる場合があります。詳細は旧事業者にお問い合わせ下さい。
- (6)当社が電気需給約款等の電気需給契約に関する供給条件を説明した書面を交付する場合(本契約の更新・電気需給約款の変更に伴い、更新・変更の際の供給条件の説明、当該説明に係る書面の交付および契約更新・変更後の供給条件に係る書面交付を行う場合を含みます)、お客さまは、

当社がインターネットのウェブサイト上に掲載する方法、電子メールを送信する方法その他当社が適切と判断した方法により行うこと、および、説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。詳細は、電気需給約款第 2 条及び第 20 条をご参照ください。

#### 5. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

- 名称:丸紅新電力株式会社(登録番号 A0130)  
住所:東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
電話番号:丸紅新電力カスタマーセンター 0570-000-821  
営業時間:月曜日～金曜日 9:00 ～ 20:00  
土曜日 9:00～17:00  
(日曜、祝祭日、年末年始を除きます)

#### 6. 取次店の名称等・問い合わせ窓口

- 名称:株式会社スマートパワーサービス  
住所:横浜市都筑区中川 1-4-1 ハウスクエア横浜 4F  
電話番号:スマートパワーサービスカスタマーセンター 0120-556691  
営業時間:月火木金 9:00～18:00 土 9:00～16:00 (水・日曜、祝祭日、年末年始を除きます)

※この文章は電気事業法第 2 条の 13 の規定に従い、本「供給条件」及び「特約事項」を交付の上、電気需給契約を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願い致します。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「電気需給約款」に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、当社ホームページ等より「電気需給約款」をご覧ください。また、「特約事項」において、電気需給約款及び本「供給条件」と異なる内容が記載されている場合は「特約事項」の内容が優先されることとなります。